

償還中の方へ

全ての市町村

現在、母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還している方で、以下に該当する場合は、貸付申請手続きを行った市役所窓口、厚生センター窓口までお手続きください。

住所・氏名が変わった（借受人・連帯借受人・連帯保証人）

住所氏名変更届（PDFファイルを開きます）を窓口までご提出ください。（富山市の方は

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/pplw>

連帯保証人を変更したい

連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人になろうとする者の連帯保証書を添えて、連帯保証人変更願（PDFファイルを開きます）を提出してください。承認後に、新たな連帯保証人の確約書及び印鑑登録証明書を提出していただきます。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/3lnb>

借受人・連帯保証人・連帯借受人が亡くなった

借受人・連帯保証人・連帯借受人が亡くなった場合は、死亡届（PDFファイルを開きます）の提出が必要です。死亡届には、死亡した借受人・連帯保証人（子の父又は母の場合に限る）・連帯借受人の戸籍（除籍）謄本を添付してください。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/mtwe>

償還口座を変更したい

口座振替依頼書（変更）を貸付をうけた市・厚生センターへご提出ください。

※ゆうちょ銀行での振替の場合は、直接、ゆうちょ銀行での手続きが必要です。

口座振替依頼書は各市・厚生センターの窓口にあります。

償還残高を知りたい

富山県子ども家庭室子ども未来課（076-444-3209）までご連絡ください（富山市の場合は、富山市子ども福祉課（

償還残額を一括で返済したい

償還方法変更申請書（PDFファイルを開きます）を市・厚生センターへご提出ください。次月から最終月までの返済額を一括で引落します。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/8soo>

償還回数を増やしたい/減らしたい

償還方法変更申請書（PDFファイルを開きます）を市・厚生センターへご提出ください。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/8soo>

残高不足により、引落しができなかった

残高不足により、口座引落しができなかった場合は、後日納付書を送付いたしますので、そちらで納付ください（口座振替不可）。次月以降は、残高不足にならないようにしてください。

滞納分を支払いたい

滞納分については、納付書でのみ支払い可能です（口座振替不可）。富山県子ども家庭室子ども未来課（076-444-3209）までご連絡ください（富山市の場合は、富山市子ども福祉課（